

消費者スマイル基金 2020年度（第4回）助成事業報告会

日時：2021年10月28日 木曜日 18:30~20:00

開催方法：オンライン（Zoom）開催 一部実参加

場所：主婦会館 プラザエフ 5階会議室

報告会進行予定：

1. 理事長通常総会報告、開会挨拶

2. 消費者庁長官ご挨拶

3. 報告会

第1部 第6回・7回助成団体報告（不当行為是正申入・差止請求業務報告）

- ①消費者被害防止ネットながさき（チケット販売・クレジットカード・旅行）
- ②埼玉消費者被害をなくす会（ソーシャルゲームサービス・チケット委託）
- ③ひょうご消費者ネット（分譲地管理）
- ④消費者ネットおかやま（栄養補助食品広告）
- ⑤消費者被害防止ネットワーク東海（健康食品表示）

第2部 特別企画「消費者裁判手続特例法改正について」

- ①消費者裁判手続特例法の活用報告
消費者機構日本（医科大学学校法人）
埼玉消費者被害をなくす会（給与ファクタリング）
- ②消費者裁判手続特例法改正検討会報告の解説
消費者庁消費者制度課
- ③意見交換・質疑応答

4. 副理事長閉会挨拶

2020年度第4回助成事業報告会(2021.10.28) 資料

団体名 (予定報告者名)	適格消費者団体を目指す団体 消費者被害防止ネットながさき (申入担当理事 今井 一成)
助成対象事案	①チケット販売・②クレジットカード・③旅行代理店
対象となった 事案の概要	①2020年冒頭, Jリーグがコロナウイルス禍により無観客試合となった。その結果, シーズンパス(全主催試合をスタジアム観戦できるチケット)保有者は主催試合1試合をスタジアム観戦できなくなったが, 当初, チーム側は, シーズンパスを継続する場合には無観客試合1試合分については返金しないという対応であった(消契法10条)。 ②クレジット契約で中古車を購入し, 初回支払日前に繰り上げ一括返済したところ, 戻し手数料が78分法による算出額からさらに30%控除された結果, 実質的に年利200%を超える手数料となった(消契法10条)。 ③海外パック旅行に複数人で申し込んだが前日に1名キャンセルが出たため, 参加人数が偶数人から奇数人となったところ, 「シングルチャージ代金とキャンセル料の合計額」が「キャンセル者の当初旅行代金」よりも高額となり, なぜか追加代金を請求された(消契法9条1号)。
現在の状況	①シーズンパス継続者に対しても無観客試合分を返金する対応に変更されるとともに, チームウェブサイト等でその旨が公示された。 ②現在は出資法所定の制限利率を超えることがないよう対応しているとの回答があったが, 戻し手数料につき78分法による算出額からさらに30%控除することを可能とする条項に変更がないため, 条項の修正を求めて申入れ継続中。 ③複数回, 書面による是正申入れをしたが対応してもらえず。今後は, 適格消費者団体への情報提供等を検討中。
この事案が社会 に与える効果・イ ンパクト	①コロナウイルス禍によるイベントのキャンセル・返金対応については主催者により対応がまちまちであったところ, 民法所定の危険負担に基づく対応の必要性を訴えることができたと思われる。 ②大手信販会社が提供する集金保証型クレジット契約であるため, 契約者となった消費者も多数にのぼると思われる。 ③大手旅行代理店が提供する契約であるため, ②と同様, 関連する消費者は多数にのぼると思われる。

団体名 (予定報告者名)	特定適格消費者団体 埼玉消費者被害をなくす会 (木下真由美 検討委員)
助成対象事案	株式会社ディー・エヌ・エー差止請求控訴審
対象となった 事案の概要	<p>2018年7月9日、さいたま地方裁判所に提訴、9回の期日を経て、2020年2月5日、さいたま地方裁判所で判決が言い渡され、実質的に全て当会の主張が認められました。株式会社ディー・エヌ・エーは判決を不服として、2020年2月14日に東京高等裁判所に控訴状を提出しましたが、高裁は2020年11月5日に一審の判決を支持し、控訴を棄却しました。</p> <p>当会は、被告(株式会社ディー・エヌ・エー、以下単に「被告」という)の規約のうち、7条3項及び12条4項の2つの規約が、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当する無効とされる免責条項であるかどうかを争いました。</p> <p>規約7条(モバゲー会員規約の違反等について)</p> <p>3項 当社の措置によりモバゲー会員に損害が生じても、当社は一切損害を賠償しません。</p> <p>規約12条(当社の責任)</p> <p>4項 本規約において当社の責任について規約していない場合で、当社の責めに帰すべき事由によりモバゲー会員に損害が生じた場合、当社は、1万円を上限として賠償します。</p> <p>高裁判決の中では、事業者を救済する(不当条項性を否定する)方向で、消費者契約の条項に文言を補い限定解釈するということは、同項(注:消費者契約法3条1項1号)の趣旨に照らし、極力控えるのが相当である」との判断が明確に示されました。</p>
現在の状況	控訴審判決確定 (東京高等裁判所 2020年11月5日判決 令和2年(ネ)第1093号)
この事案が社会 に与える効果・イ ンパクト	消費者契約においては、条項の文言に明確性が要求されるとともに、事業者が文言にない意味を補うことによって不当条項性を免れようとすることは原則として許されないという姿勢を明確化している判決であり、この判断は、不当条項性について訴訟や紛争が顕在化していない他の事業者にも当てはまるものである。DeNAと類似の条項を使用している多数の事業者(インターネット系の通信販売事業者等)に対し、事実上、利用規約の見直しを迫る効果のある判決と言える。今後、関係事業者が自主的に利用規約を見直すことが期待される。

団体名 (予定報告者名)	特定適格消費者団体 埼玉消費者被害をなくす会 (加藤 事務局)
助成対象事案	(株)ROOKIES チケット仲介サービスキャンセル料トラブル 差止請求訴訟
対象となった 事案の概要	<p>平成 30 年 2 月に、消費者から「チケット申込後にすぐにキャンセルしようとしたが、手続きができずに支払を迫られている」という情報提供があった。検討の結果、キャンセル料が平均的損害を超える条項(消費者契約法第 9 条 1 号に抵触)、一切責任を負わない・賠償責任を負わないとする条項(消費者契約法第 8 条 1 号、3 号に抵触)があり、該当部分の使用停止、もしくは適切な表示への改訂を求めることになった。</p> <p>平成 30 年 7 月 6 日「問合せ」の書面を送付したが、事業者から回答がなかった。平成 30 年 11 月 30 日「申入書」を送付したが、事業者から回答がなかった。平成 30 年 12 月 8 日「41 条書面」を送付したが、事業者から回答がなかった。途中何度も電話、FAX、電子メールで回答の催促をしたが、全く返答がないため、差止請求訴訟を提起した。</p> <p>主な争点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用規約で、当該事業者サイトを利用した消費者(以下、「本件サイト利用者」という。)に何らかの損害が生じ、当該損害につき被告に帰責事由が認められる場合であっても一律に被告が本件サイト利用者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項のため、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 号に抵触する。 ● 当該事業者サイト利用者間の取引成立時において当該事業者が受け取るべき手数料は、売り手が負担する送料込売価の 10 パーセント又は 800 円のいずれか高い額(規約第 4 条第 1 項第 1 号)とされているが、規約ではキャンセルの場合、利用者に対してチケット等取引額と同額の違約金を課す内容があり、通常受領する手数料を超える部分は消費者契約法第 9 条第 1 号に抵触する。また、消費者の解除の権利を著しく限定するものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法第 10 条に抵触する。
現在の状況	当該事業者が事業を終了し、当会が使用停止を求めた利用規約を利用していないことから、令和 3 年 4 月 5 日 さいたま地裁に取下げ書を提出。結果:令和 3 年 5 月 6 日、取下げが確定した。

団体名 (予定報告者名)	適格消費者団体 ひょうご消費者ネット (理事長 鈴木 尉久)
助成対象事案	分譲地管理 (ハートランド管理センター株式会社) ※旧社名:KRG 管理センター株式会社
対象となった事案の概要	<p>平成 26 年ころから、過去に全国各地の分譲地を購入した消費者(多くは高齢者)に対して、分譲地の維持管理事業を譲り受けたとして、株式会社ケイ・アール・ジーが、一斉に、管理契約に基づいて分譲地の管理費を請求してきた。これに対して、土地の所有者から、管理費の支払に納得がいけないという相談が各地の消費生活センターに多数寄せられていた。</p> <p>この点、KRG の分譲地の管理に関する規約では、「管理期間は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日迄とする。但し、所有者が分譲地に土地を所有する間、更新するものとする。」という内容になっており、この規約の定めは、消費者が分譲地の所有者である限り、管理契約が更新され続けるというものである。そのため、土地を所有している限り、管理契約に基づく管理費の請求も延々と続くことになる。</p> <p>もちろん、KRG が行っているとされる分譲地の管理なるものが、土地所有者にとって真に意味のあるものであればよいが、土地所有者からすると、KRG による管理が実際に行われているかどうかからすら分からず、また、土地を売却しようにも、KRG の管理対象となっている土地は、全く買い手がつかないような土地が多く、単純な売却ができないことから、KRG との管理契約から実際上は離脱することができないのが実態である。</p> <p>そこで、消費者が分譲地の所有者である限り管理契約が更新され続けるという規約の定めは、消費者契約法 10 条に該当するとして、分譲地所有者による管理契約の解除を認めない条項についての差止訴訟を、2020 年 6 月に提起した。</p>
現在の状況	2021 年 9 月に一審判決となったが、請求棄却判決であった。その後、控訴手続を済ませており、控訴審の日程はまだ決まっていない。
この事案が社会に与える効果・インパクト	<p>本事案は、かなり前から、長期間にわたって同様の苦情が寄せ続けられているものであり、条項の不当性のみならず、管理なるものの実態にも問題があると思われる。</p> <p>また、消費者が請求されている管理費も、年額で数万円と比較的少額であることから、個別の訴訟にもなじみにくい面があり、差止訴訟での一定の成果が期待される。</p>

団体名 (予定報告者名)	適格消費者団体 消費者ネットおかやま (検討委員 弁護士 加藤航平)
助成対象事案	株式会社インシップ 広告表示差止請求事件
対象となった事案の概要	<p>1. 時系列</p> <p>2019年7月申入書を送付。受取拒絶により返却された。</p> <p>2019年11月事前請求書を送付。受取拒絶により返却された。</p> <p>2020年2月19日岡山地方裁判所に訴訟を提起</p> <p>2021年10月4日第9回期日終了</p> <p>2. 概要</p> <p>株式会社インシップが販売する「ノコギリヤシエキス」という栄養補助食品に関する下記①～④の新聞広告の内容が、一般消費者に対し、医薬品的な効能効果を表示するもので、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示にあたるとして、広告の差止を求める事件。</p> <p>① 「夜中に何度も・・・」「最近時間が・・・」「外出が不安」等の文字表示</p> <p>② 寝巻の男性が困ったような表情を浮かべて扉のノブに手をかけるイラスト等</p> <p>③ 電車に乗った男性が、下半身を震わせて我慢した様子のイラスト等</p> <p>④ 「飲んでみたら、早めにスッキリした」「寒い時期も乗り切れそうです」等の表示</p> <p>3. 主な争点</p> <p>① 上記広告は医薬品的な効能効果を表示するものか否か</p> <p>② 上記広告は、ノコギリヤシエキスに頻尿改善効果はないのにあるかのように表示するものか否か</p>
現在の状況	<p>争点①については、双方の主張は概ね出尽くしている。</p> <p>争点②に関し、ノコギリヤシエキスに効果があるか否か、上記広告を見た消費者の認識内容につき、双方主張立証を行っている。</p> <p>また、新たに、機能性表示食品としての届出がないのに機能性を表示する広告であるとして、優良誤認表示にあたるとの主張も追加している。</p>
この事案が社会に与える効果・インパクト	<p>一般的な食品であるにもかかわらず、現在は確認されていない過去の実験データを基に大きく宣伝広告し、実際以上に効果があると暗喩する広告の差止めを求める事案。いわゆる健康食品の優良誤認広告表示、誇大広告表示に対し、警鐘を与える効果があると考えています。</p>

団体名 (予定報告者名)	適格消費者団体 消費者被害防止ネットワーク東海 (事務局長 野澤 厚美)
助成対象事案	ファビウス株式会社 健康食品表示 差止請求関係業務に対する助成
対象となった事案の概要	<p>1 事案概要</p> <p>○健康食品(すっきりフルーツ青汁)の最低4回分の購入(合計1万1070円)が条件となっている「定期購入」契約(ラクトコース)における初回630円(税抜き)などの表示や最終確認画面の表示につき有利誤認表示として差止めを求める訴訟</p> <p>○第一審(名古屋地裁) 令和元年12月26日判決 請求棄却</p> <p>○控訴審(名古屋高裁民事第2部) 令和3年9月29日判決 控訴棄却</p> <p>2 控訴審</p> <p>2020年1月8日 2019年12月26日付けの判決「請求棄却」を不服として名古屋高等裁判所に控訴提起しました。</p> <p>(1) 訴えの変更(差止対象表示の追加) 申込確認画面における表示の一部を差止対象表示に追加する訴えの変更申立を行った。</p> <p>(2) 控訴審における主張の補充等 ア 一般消費者を「健全な常識を備えた」消費者に限定することの不当性 イ スマートフォン等のインターネット取引における一般消費者の行動特性を踏まえた判断が必要であり、とりわけ最終確認画面における表示が重要であること</p> <p>(3) 控訴審判決(2021年9月29日)の概要 ア 主文 ① 控訴棄却 ② 追加請求を棄却 ③ 訴訟費用は全て控訴人の負担 イ 理由<略>。</p>
現在の状況	<p>・名古屋高裁の判決を不服とし、2021年10月12日 名古屋高等裁判所に上告状兼上告受理申立書を提出しました。また、全国の適格消費者団体にも声をかけ、上告代理人就任を要請中です。</p> <p>・控訴審判決(令和3年9月29日)の主な問題点</p> <p>① 景品表示法30条1項2号の「有利誤認表示」該当性の判断基準につき、原審と同様に、「健全な常識を備えた一般消費者」の認識を基準とすると判示しているが、景品表示法が想定している消費者の範囲を不当に狭めており、法の趣旨に反する解釈である。</p> <p>② 本件表示につき、健全な常識を備えた一般消費者であればお試し購入では</p>

	<p>ないと認識できるとしているが、仮に判決のいう「健全な常識を備えた」消費者であっても、特にスマートフォンに接する場合には、小さな表示を見落としやすく、また、最終確認画面で契約内容を確認しようとする消費者の特性が考慮されていない。等々</p>
<p>この事案が社会に与える効果・インパクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット通販での「お試しと思ったら定期購入」のトラブル事例は、2016年頃から全国で急増しています。いくつかの適格消費者団体が差止請求や訴訟提起を実施しています。多くは改善や和解が成立していますが、次々と新たな事業者が同様なWebサイト(インターネット注文画面等)を出しており、根本的な解決には至っていません。また、今回の判決は 2021 年ガイドライン改正や同特商法改正の流れにも逆流する不当判決です。

東京医科大学、順天堂大学に対する共通義務確認訴訟の判決のご報告

消費者機構日本

1 判決の概要

(1) 東京医科大学

女性、浪人生に対する得点調整。

上記得点調整は、憲法14条1項、大学設置基準2の2の趣旨等に反し違法の疑いが強い。

属性による得点調整を告知すべき信義則上の義務があり、告知せず得点調整したことは、不法行為上違法。

損害は、入学検定料等（対象消費者のうち、合格者を除く受験者すべて）。

ただし、受験に要した旅費及び宿泊費は、個別性があるという理由で、支配性の要件を満たさない。

(2) 順天堂大学

女性、浪人生に対する不利益な取扱いを内容とする判定基準。

事前に明らかにすべき信義則上の義務負っており、明らかにせずに上記判定基準を用いて試験を実施したことが不法行為を構成する。

不利益な取り扱いをすることについて合理的な理由があるとは認められない。

損害は、入学検定料等（対象消費者のうち、合格者を除く受験者すべて）。

ただし、受験に要した旅費宿泊費は、個別性あるという理由で、支配性の要件を満たさない。

2 両判決の問題点

大学の反論には、耳を疑うようなものもあったが、判決では一蹴されている。

他方で、旅費宿泊費に関しては、支配性の要件を満たさないとされたが、共通義務確認訴訟の消費者被害回復という趣旨からはいかがか。

そもそも、今回の共通義務確認訴訟の対象となるような、属性による差別を受けた消費者にとっての損害は、旅費宿泊費のような実費というよりは、通常不法行為に基づく損害賠償請求で認められるような慰謝料のようなものではないか。

以上

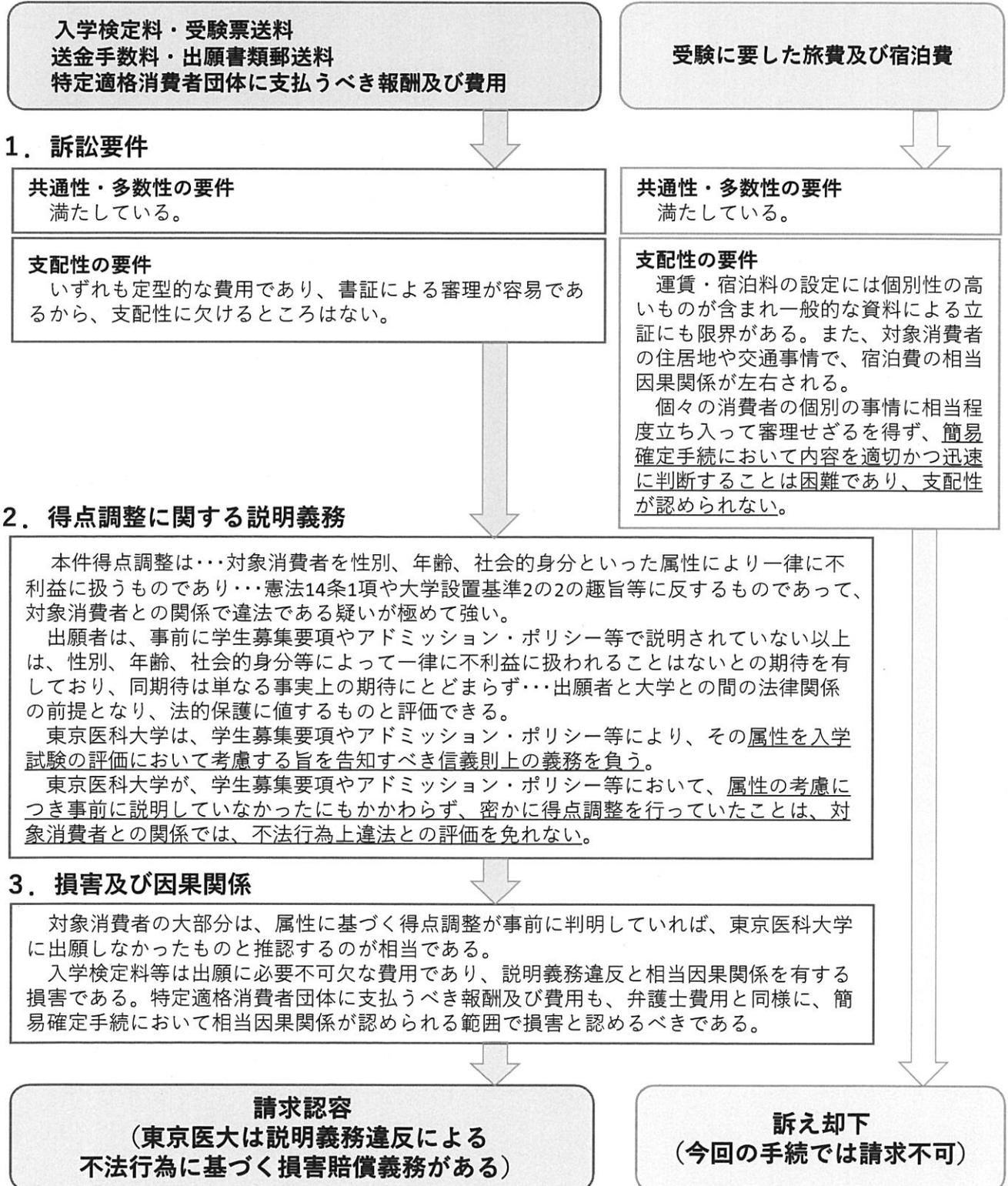
(添付資料)

1. 東京医大 共通義務確認訴訟 確定判決の内容
2. 順天堂大 共通義務確認訴訟 確定判決の内容

【東京医大】共通義務確認訴訟の確定判決の内容

出願年度	出願した試験の種別	属性（今回の手続に参加できる対象消費者）		
平成29年度	医学部医学科一般入学試験 あるいは 医学部医学科 センター試験利用入学試験	女性	浪人生 (1浪以上)	高等学校等 コード 51000以上
平成30年度			浪人生 (3浪以上)	

※但し、各出願年度の4月30日までに二次試験の合格判定を受けた者は除く。



判決の正文

1 被告が、別紙対象消費者目録1の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の金銭支払義務を負うことを確認する。

(1) 入学検定料、受験票送料、送金手数料及び出願書類郵送料、並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

(2) 前記(1)の損害賠償支払義務に係る金員に対する、別紙対象消費者目録記載1の

(1) アの対象消費者については平成29年1月24日から、別紙対象消費者目録記載1の

(1) イの対象消費者については平成29年1月13日から、別紙対象消費者目録記載1の

(1) ウの対象消費者については平成30年1月23日から、別紙対象消費者目録記載1の

(1) エの対象消費者については平成30年1月12日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

2 原告のその余の請求に係る訴え(受験に要した旅費及び宿泊費に係る共通義務の確認を求める部分)を却下する。

3 訴訟費用はこれを4分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

別紙対象消費者目録

1 下記(1)のいずれかの入学試験に出願し、入学検定料及び受験票送料を支払った下記

(2)のいずれかに該当する消費者であって、(1)ア及びイについては平成29年4月30日までに、(1)ウ及びエについては平成30年4月30日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者

(1) ア 平成29年度の医学部医学科の一般入学試験

イ 平成29年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

ウ 平成30年度の医学部医学科の一般入学試験

エ 平成30年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

(2) (1)ア及びイの入学試験について

ア 女性

イ 浪人生

ウ 高等学校等コードが51000以上

(1)ウ及びエの入学試験について

ア 女性

イ 3浪以上の浪人生

ウ 高等学校等コードが51000以上

2 (今回の返金には関係がないため省略)

【順天堂大】共通義務確認訴訟の確定判決の内容

出願年度	出願した試験の種別	今回の手続に参加できる対象消費者	
平成29年度	医学部一般A方式	女性・浪人生	平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
	医学部一般B方式	女性	
	医学部センター独自併用		
	医学部センター利用		
平成30年度	医学部一般A方式	女性・浪人生	平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者
	医学部一般B方式	女性	
	医学部センター独自併用		
	医学部センター利用		

入学検定料・送金手数料・郵送料
特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用

受験に要した旅費宿泊費

1. 訴訟要件

共通性の要件
満たしている。

共通性の要件
満たしている。

支配性の要件

いずれも定型的な費用であり、書証による審理が容易である。不法行為と各損害項目との間の相当因果関係の有無についても、簡易確定手続において適切かつ迅速に判断することが困難とは認められず、支配性に欠けるところはない。

支配性の要件

運賃及び宿泊料の設定には個別性の高いものが含まれ一般的な資料による立証にも限界がある。また、対象消費者の住居地や交通事情で、旅費・宿泊費の支出につき相当因果関係の有無が左右され得る。

個々の消費者の個別の事情に相当程度立ち入って審理せざるを得ず、簡易確定手続において内容を適切かつ迅速に判断することは困難であり、支配性が認められない。

2. 判定基準の事前開示義務

本件試験において本件判定基準を用いたことは、社会通念上相当とは認められない差別的な取扱いであり、「公正かつ妥当な方法による入学者の選抜」とは認められないと評価すべきであるから、被告に与えられた裁量を考慮したとしても、被告は、本件試験の募集に際し、対象消費者に対し、学生募集要項やアドミッション・ポリシー等により、性別及び浪人年数を基準とした不利益な取扱いを内容とする本件判定基準を用いることを事前に明らかにすべき信義則上の義務を負っていたものというべきであり、被告が、かかる義務に違反して、事前に明らかにすることなく、本件判定基準を用いて本件試験を実施したことは、対象消費者の法律上保護される利益を侵害するものとして、対象消費者に対する関係で不法行為を構成するものと認められる。

被告は、本件試験において本件判定基準を用いたことが合理的な理由に基づく取扱いであり、違法なものではないと主張するが、性別及び浪人年数を基準として不利益な取扱いをすることについて合理的な理由があるとは認められない。

3. 損害及び因果関係

本件判定基準が事前に明らかにされていれば、一般的に、対象消費者は本件試験に出願しなかったといえる関係があるものと認めることが相当であり、入学検定料等相当額は本件判定基準を事前に明らかにすべき義務の違反により生じた損害であると認められる。

特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用も、弁護士費用と同様に、本件判定基準を事前に明らかにすべき義務違反と相当因果関係のある範囲で損害と認められる。

請求認容
(順天堂大学は損害賠償義務がある)

訴え却下
(今回の手続では請求不可)

判決の主文

1 被告が、別紙対象消費者目録1から4までの対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の請求に係る金銭の支払義務を負うことを確認する。

(1) 入学検定料、送金手数料及び郵送料、並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額についての不法行為に基づく損害賠償の請求

(2) 前記(1)の請求に係る金員に対する、別紙対象消費者目録記載1及び2の対象消費者については平成30年1月11日から、同目録記載3及び4の対象消費者については平成29年1月12日から、各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の請求

2 原告のその余の請求(受験に要した旅費宿泊費に相当する額の請求に係る金銭の支払義務を負うべきことの確認を求める請求)に係る訴えを却下する。

3 訴訟費用は、これを4分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

別紙対象消費者目録

1 平成30年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、平成30年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

2 平成30年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、平成30年4月末日までに、二次試験で合格の判定を受けなかった者

ア 平成30年度の医学部の一般B方式による入学試験

イ 平成30年度の医学部のセンター独自併用による入学試験

ウ 平成30年度の医学部のセンター利用による入学試験

3 平成29年度の医学部一般A方式の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性及び浪人生である消費者であって、平成29年4月末日までに二次試験で合格の判定を受けなかった者

4 平成29年度の以下の入学試験に出願し、入学検定料を支払った女性である消費者であって、平成29年4月末日までに、二次試験で合格の判定を受けなかった者

ア 平成29年度の医学部の一般B方式による入学試験

イ 平成29年度の医学部のセンター独自併用による入学試験

ウ 平成29年度の医学部のセンター利用による入学試験

給料ファクタリング事業者に対する集団的消費者被害回復請求事例報告

埼玉消費者被害をなくす会 理事 松 苗 弘 幸

1 事案の概要

給料ファクタリング業者である㈱ZERUTAは、違法な高金利金融であるが、出資法や貸金業法の脱法を意図したものである。具体的には、給料のうち一定額を業者に譲渡する賃金譲渡契約書を締結する。その際、手数料を控除し、たとえば給料のうち、5万円を4万円で買い取る契約をする。そして、この譲渡した分の5万円の給与債権を事業者が回収（実際は、消費者が回収）。消費者が回収した金員を期日までに事業者に振り込むことを条件に、事業者は、勤務先に対する債権譲渡通知を送付しないという契約内容である。これは、4万円の金員に1万円の利息を付けて返済するのと同じことになる（この場合、実質金利は年利300%以上であり、出資法で事業者に刑事罰が処される年20%を大幅に上回る）。

2 本件を扱う意義

消費者は、こういった事業者からの借入れを勤務先に知られたくないという方が多く、多数の消費者が泣き寝入りを強いられている。また、この事案を個人で行った場合、分かって契約しているのだからというような見方をされたり、訴訟提起した場合でも和解等を強いられ、判決で当該商法の違法性を確認する事態まで至らない。そうすると、事業者の違法性が消費者に周知されないまま被害が継続していくおそれがあるなど、共通義務確認訴訟を提起し、事業者の不当利得返還義務が確認できることで同一商法の撲滅につながるという社会的意義もあるのではないかと考えられた。

※ 金融庁が令和2年3月はじめに、給料ファクタリング事業については、貸金業に該当するとの見解を公表し、同年4月ころに㈱ZERUTAの営業停止と給料ファクタリング業者の廃業

3 手続の経過

令和2年3月27日	さいたま地方裁判所に保全申立（債権仮差押え）
令和2年4月28日	債権仮差押え決定 国民生活センターによる立担保援助制度の利用 担保金の額は、仮差押債権の30%の額の420万円
令和2年6月8日	さいたま地方裁判所に共通義務確認訴訟の提起 その後、送達の困難性
令和3年2月26日	判決 ①事業者を支払った金額全額、②団体に支払う費用 ③遅延損害金
令和3年4月12日	さいたま地方裁判所に簡易確定手続申立
令和3年5月18日	簡易確定手続の開始決定（9月21日まで届出期間） その後、消費者に公告、通知
令和3年9月15日	債権届出（10月21日まで事業者による認否期間） 23名（約1800万円）
令和3年10月21日	事業者からの認否なく確定 今後、債権確定→執行→回収→配当等を予定

以上

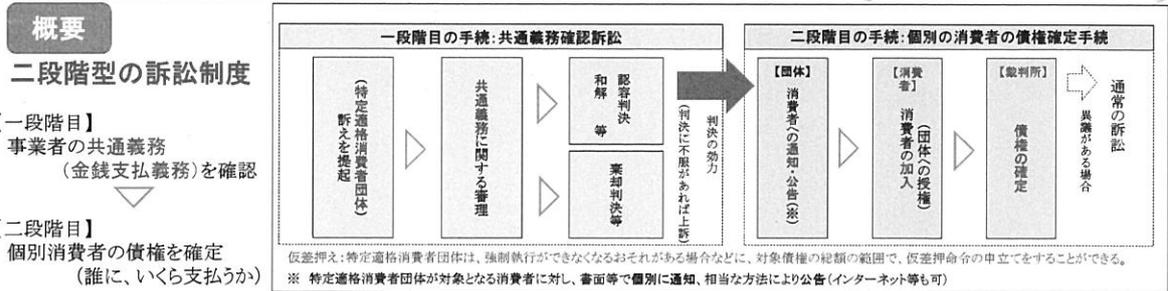
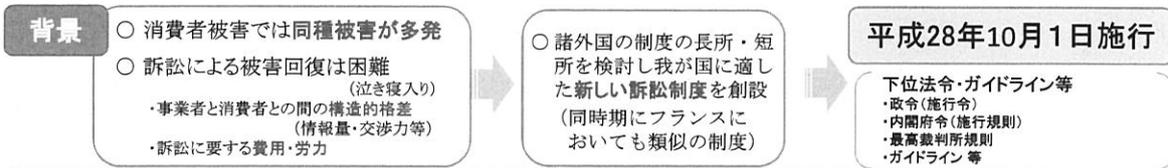
消費者裁判手続特例法等に関する検討会 報告書について

令和3年10月
消費者庁

1

消費者裁判手続特例法の概要

※消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)



特定適格消費者団体	対象となる事案	新しい訴訟制度のメリット
<p>適格消費者団体から新たな認定要件を満たす者を内閣総理大臣が認定。</p> <p>【新たな認定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 差止関係業務を相当期間継続して適正に行っている 弁護士を理事として選任 費用・報酬等の額又は算定方法が消費者の利益の擁護の見地から不当なものでない 等 <p>【責務規定・行為規範】</p> <ul style="list-style-type: none"> 濫訴等の禁止 弁護士に追行させる義務 個人情報の適正な管理 財産上の利益の受領禁止 内閣総理大臣(消費者庁)による監督の対象 等 (適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど) 	<p>消費者契約に関する金銭支払義務のうち以下のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 契約上の債務の履行の請求 ② 不当利得に係る請求 ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求 ④ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求 <p>※ いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害、慰謝料を除く</p> <p>※ 本法律の施行前に締結された契約に関するものを除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで泣き寝入りしてきた消費者被害の回復が可能に ○ 個々の消費者が多くの手続を行うことなく、消費者団体の持つ専門的な知識や交渉力を活用することが可能 ○ 紛争の一回的解決を図ることができる

2

○ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)附則(抄)

第五条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

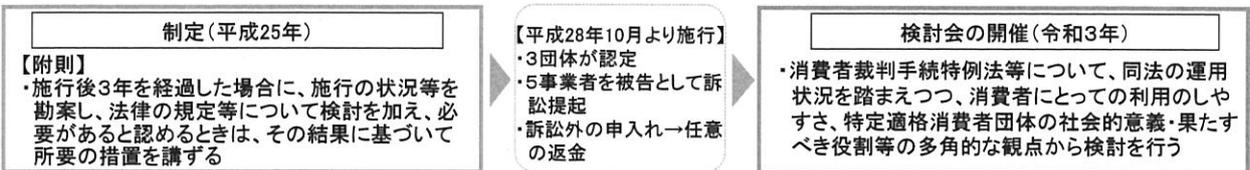
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※下線は消費者庁

3

消費者裁判手続特例法等に関する検討会について

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)



委員一覧 (◎=座長、○=座長代理、以下五十音順、敬称略)	検討会の開催状況																						
<p>◎ 山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科教授</p> <p>○ 沖野 眞己 東京大学大学院法学政治学研究所教授</p> <p>飯田 高 東京大学社会科学研究所教授</p> <p>大高 友一 弁護士、日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会幹事</p> <p>大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部教授</p> <p>垣内 秀介 東京大学大学院法学政治学研究所教授</p> <p>木村 健太郎 一般社団法人日本経済団体連合会 消費者裁判手続特例法改正検討ワーキンググループ委員、弁護士</p> <p>河野 康子 特定非営利活動法人消費者スマイル基金事務局局長、一般財団法人日本消費者協会理事</p> <p>後藤 準 全国商工会連合会常務理事</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">第1回(3月24日)</td> <td style="padding: 2px;">・検討会の進め方等 ・委員のプレゼン</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第2回(4月22日)</td> <td style="padding: 2px;">・特定適格消費者団体へのヒアリング(非公開) ・消費者団体訴訟制度の現状と課題について ・今後の検討事項について</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第3回(5月13日)</td> <td style="padding: 2px;">・総論 ・対象となる事案の範囲① ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方①</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第4回(5月20日)</td> <td style="padding: 2px;">・対象消費者への情報提供の在り方① ・実効性、効率性及び利便性を高める方策① ・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備①</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第5回(6月3日)</td> <td style="padding: 2px;">・対象となる事案の範囲② ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方②</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第6回(6月17日)</td> <td style="padding: 2px;">・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備② ・対象消費者への情報提供の在り方② ・実効性、効率性及び利便性を高める方策②</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第7回(7月14日)</td> <td style="padding: 2px;">・対象となる事案の範囲③ ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方③</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第8回(7月28日)</td> <td style="padding: 2px;">・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備③ ・対象消費者への情報提供の在り方③ ・実効性、効率性及び利便性を高める方策③</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第9回(8月5日)</td> <td style="padding: 2px;">・対象となる事案の範囲④ ・実効性、効率性及び利便性を高める方策④ ・その他</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第10回(8月30日)</td> <td style="padding: 2px;">・報告書作成に向けた議論</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第11回(9月28日)</td> <td style="padding: 2px;">・報告書作成に向けた議論、取りまとめ</td> </tr> </table>	第1回(3月24日)	・検討会の進め方等 ・委員のプレゼン	第2回(4月22日)	・特定適格消費者団体へのヒアリング(非公開) ・消費者団体訴訟制度の現状と課題について ・今後の検討事項について	第3回(5月13日)	・総論 ・対象となる事案の範囲① ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方①	第4回(5月20日)	・対象消費者への情報提供の在り方① ・実効性、効率性及び利便性を高める方策① ・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備①	第5回(6月3日)	・対象となる事案の範囲② ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方②	第6回(6月17日)	・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備② ・対象消費者への情報提供の在り方② ・実効性、効率性及び利便性を高める方策②	第7回(7月14日)	・対象となる事案の範囲③ ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方③	第8回(7月28日)	・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備③ ・対象消費者への情報提供の在り方③ ・実効性、効率性及び利便性を高める方策③	第9回(8月5日)	・対象となる事案の範囲④ ・実効性、効率性及び利便性を高める方策④ ・その他	第10回(8月30日)	・報告書作成に向けた議論	第11回(9月28日)	・報告書作成に向けた議論、取りまとめ
第1回(3月24日)	・検討会の進め方等 ・委員のプレゼン																						
第2回(4月22日)	・特定適格消費者団体へのヒアリング(非公開) ・消費者団体訴訟制度の現状と課題について ・今後の検討事項について																						
第3回(5月13日)	・総論 ・対象となる事案の範囲① ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方①																						
第4回(5月20日)	・対象消費者への情報提供の在り方① ・実効性、効率性及び利便性を高める方策① ・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備①																						
第5回(6月3日)	・対象となる事案の範囲② ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方②																						
第6回(6月17日)	・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備② ・対象消費者への情報提供の在り方② ・実効性、効率性及び利便性を高める方策②																						
第7回(7月14日)	・対象となる事案の範囲③ ・共通義務確認訴訟における和解に関する規律の在り方③																						
第8回(7月28日)	・特定適格消費者団体の活動を支える環境整備③ ・対象消費者への情報提供の在り方③ ・実効性、効率性及び利便性を高める方策③																						
第9回(8月5日)	・対象となる事案の範囲④ ・実効性、効率性及び利便性を高める方策④ ・その他																						
第10回(8月30日)	・報告書作成に向けた議論																						
第11回(9月28日)	・報告書作成に向けた議論、取りまとめ																						

※オブザーバーとして、最高裁判所、法務省、国民生活センター、特定適格消費者団体(消費者機構日本、消費者支援機構関西、埼玉消費者被害をなくす会)が参加

4

消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書の概要

検討の経緯・背景

- 附則の見直し規定への対応
- 制度の活用範囲が未だ広がりを受けていること、制度運用により把握された課題への対応 等

- 消費者団体訴訟制度は社会的インフラの一つ
- 現状は、期待される役割が十分に発揮されるための強力な挺入れが必要なスタートアップの段階

消費者にとって利用しやすく、消費者被害の救済を更に推し進める制度へと進化させるとともに、制度を担う団体の活動を支える環境整備を行う

制度的な対応

- 対象となる事案の範囲の見直し
 - ✓ 一定の慰謝料・悪質商法に關与する個人の追加
 - ✓ 対象事案の解釈の明確化 等
- 共通義務確認訴訟における和解の柔軟化
- 対象消費者への情報提供の実効性確保
 - ✓ 通知方法の見直し
 - ✓ 役割分担と費用負担の見直し 等
- そのほか、制度運用上の課題に対応
(手続のIT化、団体の情報取得手段の整備、時効に関する規律の見直し、記録の閲覧等の見直し 等)

特定適格消費者団体の活動を支える環境整備

- 指定法人(制度の実効的な運用を支える第三者的な主体)制度の創設
- 制度や団体に関する理解促進
- 事務負担の軽減等

今後のスケジュール

- 消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書 公表(10月8日)
- 消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に関する意見募集(10月8日～11月7日)
各種意見交換
- 上記を踏まえ、法制的な検討